

### **発3 工事施工三者協議実施要領**

初版 平成22年7月

# 1 工事施工三者協議実施要領

## 1 目的

土木工事の適正な施工を確保し工事目的物の一層の品質向上を図るには、工事請負者（以下、「施工者」という。）が設計図書はもちろんその工事の設計意図等を十分理解したうえで、工事施工することが重要である。

しかし、当該工事の詳細設計を担当したコンサルタント（以下「設計者」という。）と施工者は異なり、設計者の設計意図や施工上の留意事項などの詳細を設計図書等のみで施工者に伝えるには限界がある。

そこで、設計者、施工者及び発注者が一堂に会する協議の場（以下、「工事施工三者協議」という。）を設け、設計者から施工者へ当該工事の設計意図等を詳細に伝達し、三者間で各種情報を共有することにより、公共工事の適正な施工を確保し工事目的物の一層の品質向上を図ることを目的に「工事施工三者協議」を行うこととする。

さらに、この協議を通じて、設計者、施工者及び発注者間の技術交流を図り、それぞれの技術向上を目指すものとする。

## 2 対象工事

本協議の対象工事は、現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規又は高度であるなど、設計者から施工者及び発注者に対し、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事とする。

なお、本協議は当初発注時から計画することを原則とするが、施工中において実施の必要性があると判断された場合も対象工事とすることができます。

## 3 開催時期及び回数

工事施工三者協議は、施工者が設計図書を照査した後に開催する。

なお、現場条件の特殊性に応じ、複数回開催することができる。

## 4 参加者

参加者は、次のとおりとする。

設計者：当該工事の設計を実施したコンサルタント（管理技術者等）

施工者：工事請負業者（現場代理人・主任技術者等）

発注者：監督員等

なお、必要に応じて専門の工事業者、地質調査業者、測量業者等を参加させることができる。

## 5 参加者の役割と情報共有方法

次の手順①～③を通じて、参加者間の情報共有を図る。

① 設計者から、設計業務の成果品により設計意図、施工上の留意事項などの詳細について説明を行う。

- ② 発注者から施工上の留意事項、工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等の説明を行う。
- ③ 施工者から、設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等の説明を行う。

## 6 費用の負担

工事施工三者協議に係る設計者に対する費用は、発注者が負担する。ただし、施工者に対する費用は、工事打合せに含まれるため、別途計上しない。

なお、地質調査業者、測量業者に対する費用は設計者に準ずるものとする。

## 7 契約に係る事務処理等

設計者との契約に係る事務処理は、別紙のとおりとする。

## 8 実施結果のとりまとめ

実施結果は、工事施工三者協議実施報告書により取りまとめるものとする。

## 9 工事発注時の現場説明事項・施工条件明示事項への記載例

工事発注時の施工条件明示・施工条件明示事項への記載は、次の例を参考とする。

## 12 品質管理・技術管理関係

### (9) 「工事施工三者協議」の開催

本工事は、請負者、設計者（コンサルタント等）及び発注者が各種情報を共有し、設計意図の伝達を行うための「工事施工三者協議」の対象工事である。

請負者は、工事着手前に設計図書の照査等を実施し、その結果を発注者に報告し、「工事施工三者協議」に参加すること。

## 10 詳細設計等業務発注時の特記仕様書等の記載例

詳細設計等業務発注時の特記仕様書等の記載は、次の例を参考とする。

### 第〇〇条 「工事施工三者協議」の開催

受注者は、本業務の成果による工事を実施するにあたり、公共工事の適正な施工を確保し工事目的物の一層の品質向上を図ることを目的として、設計者、施工者及び発注者の三者による「工事施工三者協議」を開催することがあるため、発注者から要請があった場合は参加すること。

なお、「工事施工三者協議」への参加については、別途、契約を締結する。

## 附則

この要領は、平成21年8月1日から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

## 別紙

### 設計者との契約に係る事務処理

#### 1 費目等

工事施工三者協議に参加する設計者との契約に係る支出科目は、「委託料」によるものとし、業務名は、「平成〇〇年度〇〇事業に伴う工事設計内容確認業務（工事施工三者協議）」とする。なお、補助事業における支弁費目は、「測量及び試験費」とする。

#### 2 契約方法

設計者との契約は、次の理由により当該工事の詳細設計を受託したものと1者随意契約とする。

本業務は、工事の請負者に工事の設計意図や施工上の留意事項などの詳細を伝え、当該工事の品質向上を図るものである。したがって、当該工事の詳細設計を実施したコンサルタントのみが契約の相手方となる。

以上の理由により、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、長野県財務規則第136条の2第1項第1号により、1者隨契に付すものとする。

#### 3 設計書及び起工

- 1) 工事施工三者協議の業務の起工は、「工事設計内容確認業務（工事施工三者協議）処理簿」（様式－1）によるものとする。  
この場合、設計書は、同様式中の業務概要、積算内訳をもってかえるものとする。
- 2) 発注通知及び見積り経過書は様式－2及び同一3によるものとする。

#### 4 完了届及び成果品

業務が完了したときは、完了届及び工事施工三者協議実施報告書を提出するものとする。

#### 5 支出負担行為決議書等

- 1) 支出負担行為決議書及び支出命令は、財務規則（昭和42年規則第2号）様式第128号及び同第128号の2によるものとする。
- 2) 完了検査は、支出負担行為決議書（財務規則様式第128号）の給付完了の検査により行うものとする。

#### 6 経費の積算

- 1) 協議1回につき：主任技師0.5人／回、技師（A）0.5人／回を標準とする。  
なお、地質調査業者、測量業者については、協議内容に応じた人件費を計上する。
- 2) 旅費交通費：「積算基準及び標準歩掛（計画調査編）」による。
- 3) 間接原価及び一般管理費等を「積算基準及び標準歩掛け（計画調査編）」の土木設計業務等積算基準により計上する。  
なお、地質調査業者、測量業者についても、間接原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準により計上する。